



報道関係各位

平成26年9月5日発表

【照会先】

労働基準部賃金課

課長 角谷 泉

課長補佐 宮川 敏樹

電話：092(411)4578

## 福岡県最低賃金を727円に引上げを決定

— 過去最高の引上げ額(15円) —

福岡労働局長（前田芳延<sup>まえだよしのぶ</sup>）は、平成26年8月11日に福岡地方最低賃金審議会（会長 阿部和光<sup>あべかずみつ</sup>）から福岡県最低賃金を15円引き上げ、時間額727円とする答申を受けた後、所要の経路を経て、福岡県最低賃金を時間額727円とする改正決定を行い、本日官報で公示しました。改定後の最低賃金は、平成26年10月5日（日）から発効することとなります。

### 記

- 1 福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、福岡県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。
- 2 福岡県最低賃金について、中央最低賃金審議会が示した方法による計算をしたところ、福岡県最低賃金が生活保護費を下回る逆転現象は認められませんでした。
- 3 福岡労働局では、今後、改定された最低賃金額の周知広報に努めるとともに、その履行確保を図ってまいります。

## 《 参考 》

### 1 引上げ額・引上げ率

現行の最低賃金額 1 時間 7 1 2 円に対し、引上げ額は 1 5 円、引上げ率は 2. 1 1 %

### 2 福岡県最低賃金の改正の推移

#### 福岡県最低賃金の推移

年度	最低賃金額 時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)
平成 22 年度	6 9 2	1 2	1. 7 6
平成 23 年度	6 9 5	3	0. 4 3
平成 24 年度	7 0 1	6	0. 8 6
平成 25 年度	7 1 2	1 1	1. 5 7
平成 26 年度	7 2 7	1 5	2. 1 1

### 3 中央最低賃金審議会から示された平成 2 6 年度地域別最低賃金改定ランク別目安表

ランク	都 道 府 県	金 額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	1 9 円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、 広島	1 5 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、 和歌山、岡山、山口、香川、 <b>福岡</b>	1 4 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、 佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、	1 3 円